

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 22 号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成 19 年四日市市条例第 15 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）<u>及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）<u>及び</u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>

(法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から4まで (略)

5 法又はマンション建替え円滑化法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 (略)

2から4まで (略)

5 マンション建替え円滑化法の規定に基づく許可の申請を行う者は、第2条第5項に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

6 (略)

(法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から4まで (略)

5 法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 (略)

2から4まで (略)

5 (略)

改正後

別表第1 (第2条第1項関係)

種類		額
1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認申請又は法第18条第2項(法第87条第1	床面積の合計が30m ² 以内のもの	8,000円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	19,000円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	41,000円

項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画通知に対する審査手数料	床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	63,000円
	床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	107,000円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	155,000円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	231,000円
	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	341,000円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	610,000円
<u>2</u> 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料	<u>ア</u> 建築設備を設置する場合 (確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。)	23,000円
	<u>イ</u> 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	10,000円
<u>3</u> 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造等に関する確認申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造等に関する計画通知	<u>ア</u> 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)	17,000円
	<u>イ</u> 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	7,000円

に対する審査手数料		
備考		
<p>1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。 (1)から(4)まで (略)</p>		
<p>2 複数の法第87条の2の昇降機（以下「昇降機」という。）を同時に申請する場合は、昇降機台数に表の額を乗じた額を手数料として徴収する。</p>		
<p>3 法第6条第1項の規定による確認申請又は法第18条第2項の規定による計画通知に係る計画に昇降機が含まれる場合は、表中1の項に規定する手数料のほか、表中2の項アに規定する手数料を徴収する。</p>		
<p>4 法第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画に昇降機が含まれる場合は、備考1（2）に規定する手数料のほか、表中2の項イに規定する手数料を徴収する。</p>		

改正前		
別表第1（第2条第1項関係）		
	種類	額
法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画通知に対する審査手数料	床面積の合計が30m ² 以内のもの	8,000円
	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	19,000円
	床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	41,000円
	床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	63,000円
	床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	107,000円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	155,000円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	231,000円

	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	341,000円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	610,000円
法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	23,000円
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	10,000円
法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造等に関する確認申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造等に関する計画通知に対する審査手数料	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	17,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	7,000円
備考 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。 (1)から(4)まで (略)		

改正後			
別表第3（第2条第3項関係）			
種類			額
1 法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第1	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る	床面積の合計が30m ² 以内のもの	17,000円

8条第14項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知の場合	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	21,000円
		床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	34,000円
		床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	49,000円
		床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	64,000円
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	89,000円
		床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	164,000円
		床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	237,000円
		床面積の合計が	443,000円

		50,000m ² を超えるもの	円
イ ア以外の場 合		床面積の合計が 30m ² 以内の もの	17,000円
		床面積の合計が 30m ² を超え 100m ² 以内 のもの	22,000円
		床面積の合計が 100m ² を超 え200m ² 以 内のもの	36,000円
		床面積の合計が 200m ² を超 え500m ² 以 内のもの	51,000円
		床面積の合計が 500m ² を超 え1,000m ² 以内のもの	67,000円
		床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	95,000円
		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,00 0m ² 以内のも の	171,000 円
		床面積の合計が	244,000

		10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	円
		床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	449,000円
<u>2</u>	法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料		41,000円
<u>3</u>	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料		29,000円

備考

- 1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。
(1)及び(2) (略)
- 2 複数の昇降機を同時に申請する場合は、昇降機台数に表の額を乗じた額を手数料として徴収する。
- 3 法第7条第1項の規定による検査に昇降機が含まれる場合は、表中1の項ア又はイに規定する手数料のほか、表中2の項に規定する手数料を徴収する。

改正前

別表第3 (第2条第3項関係)

種類			額
法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第18条第1	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る	床面積の合計が30m ² 以内のもの	17,000円

4項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知の場合	床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	21,000円
		床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	34,000円
		床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	49,000円
		床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	64,000円
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	89,000円
		床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	164,000円
		床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	237,000円
		床面積の合計が	443,000円

		50,000m ² を超えるもの	円
イ ア以外の場 合		床面積の合計が 30m ² 以内の もの	17,000円
		床面積の合計が 30m ² を超え 100m ² 以内 のもの	22,000円
		床面積の合計が 100m ² を超 え200m ² 以 内のもの	36,000円
		床面積の合計が 200m ² を超 え500m ² 以 内のもの	51,000円
		床面積の合計が 500m ² を超 え1,000m ² 以内のもの	67,000円
		床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	95,000円
		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,00 0m ² 以内のも の	171,000 円
		床面積の合計が	244,000

		10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	円
		床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	449,000円
法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料			41,000円
法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料			29,000円
備考 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。 (1)及び(2) (略)			

改正後	
別表第5 (第2条第5項関係)	
種類	額
(略)	
法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請に対する審査手数料	27,000円
マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	160,000円

改正前

別表第5（第2条第5項関係）

種類	額
(略)	
法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請に対する審査手数料	27,000円

改正後

別表第6（第3条第1項関係）

種類		額	
長期優良住宅普及促進法第5条第1項及び第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請の前	戸建	50,600円
	に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められていない場合	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	23,800円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	19,000円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	15,000円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	13,500円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,700円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	9,400円
		当該認定申請の前	戸建
に、登録住宅性能	住棟の総戸数が5以下	2,700円	

	評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合	(戸建を除く。)のもの	
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料(分譲事業者単独作成)	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していない場合	戸建	43,800円
		住棟の総戸数が5以下	21,600円
		(戸建を除く。)のもの	
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,200円
住棟の総戸数が201以上300以下のもの	9,700円		

		住棟の総戸数が301以上のもの	8,900円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（譲受人決定時）	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していない場合	戸建	13,500円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	4,900円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	4,000円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	2,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	2,100円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,600円
		住棟の総戸数が101以下のもの	1,400円

		上 2 0 0 以下のもの	
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	1,000円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第 8 条第 2 項の規定により準用する同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる</u> 基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が 5 以下（戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	900円
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	700円
住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	600円		
備考（略）			

改正前			
別表第 6（第 3 条第 1 項関係）			
		種類	額
長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規	当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1	戸建	50,600円
		住棟の総戸数が 5 以下（戸建を除く。）のもの	23,800円
		住棟の総戸数が 6 以上 1	19,000円

定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	年法律第81号)に規定される登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅普及促進法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められていない場合	0以下のもの	
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	15,000円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	13,500円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,700円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	9,400円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下(戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
住棟の総戸数が301以上のもの	600円		
長期優良住宅	当該認定申請の前	戸建	43,800円

普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められていない場合	住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	21,600円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	9,700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	8,900円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円		

		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められていない場合	戸建	13,500円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	4,900円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	4,000円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	2,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	2,100円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	1,400円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	1,000円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項に定める認定基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上のもの	900円

		上 2 0 0 以下のもの	
		住棟の総戸数が 2 0 1 以 上 3 0 0 以下のもの	7 0 0 円
		住棟の総戸数が 3 0 1 以 上のもの	6 0 0 円
備考 (略)			

第 2 条 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第 6 (第 3 条第 1 項関係)			
種類			額
長期優良住宅 普及促進法第 5 条第 1 項及 び第 2 項の規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の認 定申請に対す る審査手数料	当該認定申請の前 に、住宅の品質確 保の促進等に関す る法律 (平成 1 1 年法律第 8 1 号) に規定される登録 住宅性能評価機関 (以下「登録住宅 性能評価機関」と いう。)により長 期優良住宅普及促 進法第 6 条第 1 項 第 1 号、第 2 号及 び第 4 号に掲げる 基準に適合してい ると認められてい ない場合	戸建	5 0 , 6 0 0 円
		住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの	2 3 , 8 0 0 円
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	1 9 , 0 0 0 円
		住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1 5 , 0 0 0 円
		住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	1 3 , 5 0 0 円
		住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	1 1 , 6 0 0 円
		住棟の総戸数が 1 0 1 以 上 2 0 0 以下のもの	1 0 , 7 0 0 円
		住棟の総戸数が 2 0 1 以 上 3 0 0 以下のもの	1 0 , 2 0 0 円
		住棟の総戸数が 3 0 1 以 上のもの	9 , 4 0 0 円
		当該認定申請の前	戸建
に、同法第 6 条第	住棟の総戸数が 5 以下	1 2 , 7 0 0 円	

<p>1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</p>	(戸建を除く。)のもの		
	住棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,200円	
	住棟の総戸数が11以上25以下のもの	7,700円	
	住棟の総戸数が26以上50以下のもの	6,600円	
	住棟の総戸数が51以上100以下のもの	5,000円	
	住棟の総戸数が101以上200以下のもの	4,600円	
	住棟の総戸数が201以上300以下のもの	4,200円	
	住棟の総戸数が301以上のもの	3,800円	
	<p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合</p>	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
住棟の総戸数が201以上300以下のもの		700円	
住棟の総戸数が301以上のもの	600円		

		上のもの	
長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料（分譲事業者単独作成）	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合している場合	戸建	43,800円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	21,600円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	9,700円
		住棟の総戸数が301以上	8,900円
	当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	戸建	10,500円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	10,500円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	8,500円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	6,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	5,700円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	4,500円
住棟の総戸数が101以上200以下のもの	4,100円		

		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	3,700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	3,300円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
住棟の総戸数が301以上のもの	600円		
(略)			
備考 (略)			

改正前			
別表第6（第3条第1項関係）			
		種類	額
長期優良住宅普及促進法第5条第1項及び第2項の規	当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11	戸建	50,600円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	23,800円
		住棟の総戸数が6以上1	19,000円

定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	年法律第81号)に規定される登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められていない場合	0以下のもの	
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	15,000円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	13,500円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,700円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	9,400円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下(戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
住棟の総戸数が301以上のもの	600円		
長期優良住宅	当該認定申請の前	戸建	43,800円

普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料（分譲事業者単独作成）	に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められていない場合	住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	21,600円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	9,700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	8,900円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円		

		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
(略)			
備考 (略)			

第3条 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法の規定に基づく手数料の種類及び</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>（平成18年法律第91号。以下「<u>バリアフリー法</u>」という。）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法の規定に基づく手数料の種類及び</p>

額)

第2条 (略)

2 前項の審査において申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合にあっては、手数料の種類及びその額は、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額とする。

3から5まで (略)

(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第3条 (略)

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあっては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合

額)

第2条 (略)

2 前項の審査において構造計算適合性判定を求める建築物に係る手数料の種類及びその額は、構造計算適合性判定を求める1の建築物につき、別表第2のとおりとする。

3から5まで (略)

(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第3条 (略)

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 構造計算適合性判定を求めない建築物 別表第1に定める額

(2) 構造計算適合性判定を求める建築物 別表第1に定める額及び別表第7に定める額

するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があつた場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額とする。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

（都市低炭素化促進法の規定に基づく手数料の種類及び額）

第4条 都市低炭素化促進法の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があつた場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額とする。

(1) 構造計算適合性判定を求めない建築物 別表第1に定める額

(2) 構造計算適合性判定を求める建築物 別表第1に定める額と別表第7に定める額を合計した額

（都市低炭素化促進法の規定に基づく手数料の種類及び額）

第4条 都市低炭素化促進法の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手

数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第7のとおりとする。

- 2 都市低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとす。

(1) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、別表第1に定める額及び別表第2に定める額

数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第8のとおりとする。

- 2 都市低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとす。

(1) 構造計算適合性判定を求めない建築物 別表第1に定める額

(2) 構造計算適合性判定を求める建築物 別表第1に定める額及び別表第7に定める額

(バリアフリー法の規定に基づく手数料の種類及び額)

第5条 バリアフリー法第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による適合通知を受ける旨の申出があつ

(手数料の納入時期等)

第5条 法の規定に基づく申請又は通知を行う者は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請又は通知の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

2 長期優良住宅普及促進法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第3条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

3 都市低炭素化促進法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第4条に規定

た場合における同法第17条第1項の認定申請に対する審査手数料の額は、構造計算適合性判定を求める建築物について、別表第7に定める額とする。

(手数料の納入時期等)

第6条 法の規定に基づく申請又は通知を行う者は、第2条第1項、第3項、第4項及び第5項に規定する手数料を徴収する事務についての申請又は通知の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

2 第2条第2項及び前条に規定する手数料については、確認申請、計画通知又はバリアフリー法第17条第4項の規定に基づく適合通知を受ける旨の申出を行う者が構造計算適合性判定を求める旨の通知を受領した際に、納入通知書により納入しなければならない。

3 長期優良住宅普及促進法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第3条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。ただし、第3条第2項第2号及び第3項第2号に規定する手数料のうち別表第7に定める額については、構造計算適合性判定を求める旨の通知を受領した際に、納入通知書により納入しなければならない。

4 都市低炭素化促進法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第4条に規定

<p>する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。<u>ただし、第4条第2項第2号に規定する手数料のうち別表第7に定める額については、構造計算適合性判定を求める旨の通知を受領した際に、納入通知書により納入しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第7条 (略)</p>
---	--

改正後	
別表第1 (第2条第1項関係)	
(略)	
備考	
1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。	
(1) 建築物を建築 (移転 <u>(同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。)</u> を除く。次号において同じ。) する場合 (次号に掲げる場合を除く。) にあつては、当該建築に係る部分の床面積	
(2)から(4)まで (略)	
2 から 4 まで (略)	

改正前	
別表第1 (第2条第1項関係)	
(略)	
備考	
1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。	
(1) 建築物を建築 (移転を除く。次号において同じ。) する場合 (次号に掲げる場合を除く。) にあつては、当該建築に係る部分の床面積	

(2)から(4)まで (略)
2から4まで (略)

改正後		
別表第2 (第2条第2項関係)		
	種類	額
申請に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査する場合の審査手数料	床面積の合計が1,000m ² 以内のもの	157,000円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	209,000円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	240,000円
	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	319,000円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	587,000円
備考		
1 床面積の合計は、構造計算基準の審査に係る床面積について算定する。		
2 (略)		

改正前			
別表第2 (第2条第2項関係)			
	種類		額
法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定手数料	法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定	床面積の合計が1,000m ² 以内のもの	157,000円
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	209,000円
		床面積の合計が2,000m ² を超えるもの	240,000円

	<u>が必要な場合</u>	2,000m ² を 超え10,000 m ² 以内のも の	円
		床面積の合計が 10,000m ² を超え50,0 00m ² 以内の もの	319,000 円
		床面積の合計が 50,000m ² を超えるもの	587,000 円
	<u>法第20条第2 号イ又は第3号 イの構造計算が 同条第2号イ又 は同条第3号イ に規定するプロ グラムにより適 正に行われたも のであるかどう かの判定が必要 な場合</u>	床面積の合計が 1,000m ² 以 内のもの	108,000 円
		床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	134,000 円
		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,00 0m ² 以内のも の	148,000 円
		床面積の合計が 10,000m ² を超え50,0 00m ² 以内の もの	187,000 円
		床面積の合計が 50,000m ²	319,000 円

		を超えるもの	
備考			
1 床面積の合計は、構造計算 <u>適合性判定</u> に係る床面積について算定する。			
2 (略)			

改正後			
別表第3 (第2条第3項関係)			
種類			額
1 法第7条第1項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第18条第16項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知の場合	床面積の合計が30m ² 以内のもの	17,000円
		床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	21,000円
		床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	34,000円
		床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	49,000円
		床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	64,000円
		床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	89,000円

		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,000m ² 以内のもの	164,000 円
		床面積の合計が 10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	237,000 円
		床面積の合計が 50,000m ² を超えるもの	443,000 円
	イ ア以外の場 合	床面積の合計が 30m ² 以内のもの	17,000円
		床面積の合計が 30m ² を超え 100m ² 以内 のもの	22,000円
		床面積の合計が 100m ² を超 え200m ² 以 内のもの	36,000円
		床面積の合計が 200m ² を超 え500m ² 以 内のもの	51,000円
		床面積の合計が 500m ² を超 え1,000m ²	67,000円

		以内のもの	
		床面積の合計が 1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	95,000円
		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,000m ² 以内のもの	171,000円
		床面積の合計が 10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	244,000円
		床面積の合計が 50,000m ² を超えるもの	449,000円
2	法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の2において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料		41,000円
3	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料		29,000円
備考			
1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。			
(1) 建築物を建築（移転（ <u>同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。</u> ）を除く。）した場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積			

(2) (略)

2 及び 3 (略)

改正前

別表第 3 (第 2 条第 3 項関係)

種類		額
1 法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の建築に関する完了検査申請又は法第 1 8 条第 1 4 項の規定に基づく建築物の建築に関する工事完了通知に対する検査手数料	ア 法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知の場合	床面積の合計が 3 0 m ² 以内のもの 1 7, 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 m ² を超え 1 0 0 m ² 以内のもの 2 1, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内のもの 3 4, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 0 0 m ² を超え 5 0 0 m ² 以内のもの 4 9, 0 0 0 円
		床面積の合計が 5 0 0 m ² を超え 1, 0 0 0 m ² 以内のもの 6 4, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1, 0 0 0 m ² を超え 2, 0 0 0 m ² 以内のもの 8 9, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 m ² を 1 6 4, 0 0 0 円

		<p>超え10,000m²以内のもの</p>	
		<p>床面積の合計が10,000m²を超え50,000m²以内のもの</p>	<p>237,000円</p>
		<p>床面積の合計が50,000m²を超えるもの</p>	<p>443,000円</p>
	イ ア以外の場合	<p>床面積の合計が30m²以内のもの</p>	<p>17,000円</p>
		<p>床面積の合計が30m²を超え100m²以内のもの</p>	<p>22,000円</p>
		<p>床面積の合計が100m²を超え200m²以内のもの</p>	<p>36,000円</p>
		<p>床面積の合計が200m²を超え500m²以内のもの</p>	<p>51,000円</p>
		<p>床面積の合計が500m²を超え1,000m²以内のもの</p>	<p>67,000円</p>
		<p>床面積の合計が</p>	<p>95,000円</p>

		1,000m ² を 超え2,000m ² 以内のもの	
		床面積の合計が 2,000m ² を 超え10,000m ² 以内のもの	171,000 円
		床面積の合計が 10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	244,000 円
		床面積の合計が 50,000m ² を超えるもの	449,000 円
2	法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料		41,000円
3	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する工事完了通知に対する検査手数料		29,000円
備考			
1 床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。			
(1) 建築物を建築（移転を除く。）した場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積			
(2) (略)			
2及び3 (略)			

改正後

別表第4（第2条第4項関係）

	種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査申請又は法第18条第19項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² 以内のもの	17,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	21,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	33,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	47,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	62,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	84,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	143,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	204,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	391,000円

改正前

別表第4（第2条第4項関係）

	種類	額
法第7条の3第2項の規定に基づく建築物の建築に関する中間検査申請又は法第18条第17項の規定に基づく建築物の建築に関する特定工程工事終了通知に対する検査手数料	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² 以内のもの	17,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が30m ² を超え100m ² 以内のもの	21,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が100m ² を超え200m ² 以内のもの	33,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が200m ² を超え500m ² 以内のもの	47,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	62,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	84,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	143,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	204,000円
	検査を行う部分の床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	391,000円

改正後

別表第5（第2条第5項関係）

種類	額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査手数料	120,000円
（略）	

改正前

別表第5（第2条第5項関係）

種類	額
法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用承認申請に対する審査手数料	120,000円
（略）	

改正後

改正前

別表第7（第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条関係）

区分	額	
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定が必要な場合	床面積の合計が1,000m ² 以内のもの	169,560円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	225,720円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	259,200円

	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	344,520 円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	633,960 円
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は同条第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定が必要な場合	床面積の合計が1,000m ² 以内のもの	116,640 円
	床面積の合計が1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	144,720 円
	床面積の合計が2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	159,840 円
	床面積の合計が10,000m ² を超え50,000m ² 以内のもの	201,960 円
	床面積の合計が50,000m ² を超えるもの	344,520 円

備考

- 1 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る床面積について算定する。
- 2 1の建築物で2以上の構造計算を行う場合にあつては、当該構造計算を行う。

改正後
別表第7（第4条第1項関係）（略）

改正前
別表第8（第4条第1項関係）（略）

第4条 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表第6（第3条第1項関係）

種類		額	
(略)			
長期優良住宅 普及促進法第 5条第3項の 規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画の 認定申請に対 する審査手数 料（分譲事業 者単独作成）	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第6条第1項第 1号、第2号及び 第5号に掲げる基 準に適合している と認められていな い場合	戸建	43,800円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	21,600円
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	9,700円
		住棟の総戸数が301以 上のもの	8,900円
	当該認定申請の前 に、同法第6条第 1項第1号に掲げ る基準に適合した 住宅の品質確保の 促進等に関する法 律第6条第1項に 規定する設計住宅 性能評価書の交付 を受けたものでは ある場合	戸建	10,500円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	10,500円
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	8,500円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	6,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	5,700円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	4,500円

		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	4,100円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	3,700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	3,300円
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していない	戸建	28,600円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	13,200円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,700円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	8,200円
		住棟の総戸数が26以上	7,400円

<u>査手数料</u>	<u>い場合</u>	<u>50以下のもの</u>	
		<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>	<u>6,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>5,800円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以</u> <u>上300以下のもの</u>	<u>5,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以</u> <u>上のもの</u>	<u>5,000円</u>
	<u>当該認定申請の前</u> <u>に、同法第6条第</u> <u>1項第1号に掲げ</u> <u>る基準に適合した</u> <u>住宅の品質確保の</u> <u>促進等に関する法</u> <u>律第6条第1項に</u> <u>規定する設計住宅</u> <u>性能評価書の交付</u> <u>を受けたものであ</u> <u>る場合</u>	<u>戸建</u>	<u>12,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>7,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>	<u>6,300円</u>
		<u>住棟の総戸数が11以上</u> <u>25以下のもの</u>	<u>4,500円</u>
		<u>住棟の総戸数が26以上</u> <u>50以下のもの</u>	<u>3,900円</u>
		<u>住棟の総戸数が51以上</u> <u>100以下のもの</u>	<u>3,000円</u>
		<u>住棟の総戸数が101以</u> <u>上200以下のもの</u>	<u>2,700円</u>
		<u>住棟の総戸数が201以</u> <u>上300以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
		<u>住棟の総戸数が301以</u> <u>上のもの</u>	<u>2,200円</u>
		<u>当該認定申請の前</u> <u>に、登録住宅性能</u> <u>評価機関により同</u> <u>法第6条第1項第</u> <u>1号、第2号及び</u>	<u>戸建</u>
	<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>		<u>2,700円</u>
	<u>住棟の総戸数が6以上1</u> <u>0以下のもの</u>		<u>2,400円</u>

	第4号に掲げる基準に適合している と認められている 場合	住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以 上のもの	600円
		長期優良住宅 普及促進法第 8条第1項の 規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画の 変更の認定申 請に対する審 査手数料（分 譲事業者単 独作成）	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第6条第1項第 1号、第2号及び 第5号に掲げる基 準に適合している と認められていな い場合
住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	12,100円		
住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	9,900円		
住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	7,500円		
住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	6,900円		
住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	6,000円		
住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	5,500円		
住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	5,200円		
住棟の総戸数が301以 上のもの	4,700円		
当該認定申請の前 に、同法第6条第	戸建		8,600円
	住棟の総戸数が5以下	6,600円	

<u>1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u>	<u>(戸建を除く。)のもの</u>	
	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>5,400円</u>
	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>3,800円</u>
	<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>3,400円</u>
	<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>2,800円</u>
	<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>2,500円</u>
	<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>2,200円</u>
	<u>住棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>1,900円</u>
<u>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合</u>	<u>戸建</u>	<u>6,700円</u>
	<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>	<u>2,700円</u>
	<u>住棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>2,400円</u>
	<u>住棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>1,300円</u>
	<u>住棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
	<u>住棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>1,100円</u>
	<u>住棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>900円</u>
	<u>住棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>700円</u>

		住棟の総戸数が301以上 上のもの	600円
長期優良住宅 普及促進法第 9条第1項の 規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画の 変更の認定申 請に対する審 査手数料（譲 受人決定時）	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第8条第2項の 規定により準用す る同法第6条第1 項第4号に掲げる 基準に適合してい ない場合	戸建	13,500円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	4,900円
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	4,000円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	2,700円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	2,100円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,600円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	1,400円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	1,200円
	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同 法第8条第2項の 規定により準用す る同法第6条第1 項第4号に掲げる 基準に適合してい ると認められてい る場合	住棟の総戸数が301以 上のもの	1,000円
		戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以	900円

		上 2 0 0 以下のもの	
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	7 0 0 円
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	6 0 0 円
長期優良住宅 普及促進法第 1 0 条の規定 に基づく計画 の認定を受け た者が有して いた計画の認 定に基づく地 位を承継する 場合における 地位の承継の 承認申請に対 する審査手 料		戸建	6,700円
		住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	900円
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	700円
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	600円
備考 (略)			

改正前			
別表第 6 (第 3 条第 1 項関係)			
種類		額	
(略)			
長期優良住宅 普及促進法第 5 条第 3 項の	当該認定申請の前 に、登録住宅性能 評価機関により同	戸建	43,800円
		住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの	21,600円

規定に基づく 長期優良住宅 建築等計画の 認定申請に対 する審査手数 料（分譲事業 者単独作成）	法第6条第1項第 1号、第2号及び 第5号に掲げる基 準に適合してい ると認められてい ない場合	住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	17,400円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	13,700円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	12,600円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	11,000円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	10,200円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	9,700円
		住棟の総戸数が301以 上のもの	8,900円
	当該認定申請の前 に、同法第6条第 1項第1号に掲げ る基準に適合した 住宅の品質確保の 促進等に関する法 律第6条第1項に 規定する設計住宅 性能評価書の交付 を受けたものであ る場合	戸建	10,500円
		住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	10,500円
		住棟の総戸数が6以上1 0以下のもの	8,500円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	6,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	5,700円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	4,500円
		住棟の総戸数が101以 上200以下のもの	4,100円
		住棟の総戸数が201以 上300以下のもの	3,700円
住棟の総戸数が301以 上のもの	3,300円		

	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	6,700円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	2,700円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料(譲受人決定時)	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していない場合	戸建	13,500円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	4,900円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	4,000円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	2,700円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	2,100円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,600円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	1,400円
		住棟の総戸数が201以上	1,200円

		上 3 0 0 以下のもの		
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	1, 0 0 0 円	
	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第 8 条第 2 項の規定により準用する同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建		6, 7 0 0 円
		住棟の総戸数が 5 以下（戸建を除く。）のもの		2, 7 0 0 円
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの		2, 4 0 0 円
		住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの		1, 3 0 0 円
		住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの		1, 2 0 0 円
		住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの		1, 1 0 0 円
		住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの		9 0 0 円
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの		7 0 0 円
住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの		6 0 0 円		
備考 （略）				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正は平成 2 7 年 4 月 1 日から、第 3 条の改正は平成 2 7 年 6 月 1 日から、第 4 条の改正は平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

（都市整備部建築指導課）